

第2章 一関市における公共施設の概況

1. 建物系施設の状況

(1) 用途分類別の状況

建物系施設の用途分類別の保有状況を表2.1.1及び図2.1.1～2.1.2に示します。

本市が所有する平成27年4月1日現在の施設数（平成27年度中に解体済みものを除く）は965施設、棟数は2,804棟、総延床面積は766,302㎡となっています。

延床面積の内訳を用途分類別に見ると、学校施設が一番多く261,660㎡で34.1%を占めています。次いで、集会施設が77,158㎡で10.1%を、公営住宅施設が70,768㎡で9.2%を占めています。施設数は消防施設（屯所等）が一番多くなっています。

表2.1.1 建物系施設の保有状況（用途分類別）

大分類	中分類	施設数	建物棟数	延床面積合計(㎡)	延床面積割合
市民文化系施設	集会施設	109	195	77,158	10.1%
	文化施設	4	4	11,871	1.5%
社会教育系施設	図書館施設	8	10	13,233	1.7%
	博物館等施設	7	17	6,280	0.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	52	101	62,069	8.1%
	レクリエーション施設・観光施設	25	137	23,633	3.1%
	保養施設	2	25	3,237	0.4%
産業系施設	産業系施設	34	101	45,440	5.9%
学校教育系施設	学校施設	60	464	261,660	34.1%
	その他教育施設	7	20	5,931	0.8%
子育て支援施設	幼保・こども園	29	66	18,969	2.5%
	幼児・児童施設	16	13	3,477	0.5%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	8	2,263	0.3%
	障害福祉施設	2	2	1,940	0.3%
	保健施設	6	11	10,130	1.3%
	その他保健・福祉施設	2	2	2,060	0.3%
医療施設	医療施設	5	8	2,931	0.4%
行政系施設	庁舎等施設	8	47	36,592	4.8%
	消防施設	207	217	20,708	2.7%
	その他行政系施設	1	2	812	0.1%
公営住宅施設	公営住宅施設	55	834	70,768	9.2%
公園施設	公園施設	64	142	2,119	0.3%
道路・河川施設	道路施設	3	3	47	0.0%
	河川施設	6	7	891	0.1%
運輸・通信施設	市営バス施設	8	10	184	0.0%
	情報通信施設	4	4	175	0.0%
下水道施設	下水道施設	16	20	11,433	1.5%
その他施設	その他施設	67	86	4,298	0.6%
医療施設(病院会計)	医療施設(病院会計)	13	13	12,090	1.6%
普通財産(建物)	建物	140	235	53,904	7.0%
合計		965	2804	766,302	100.0%

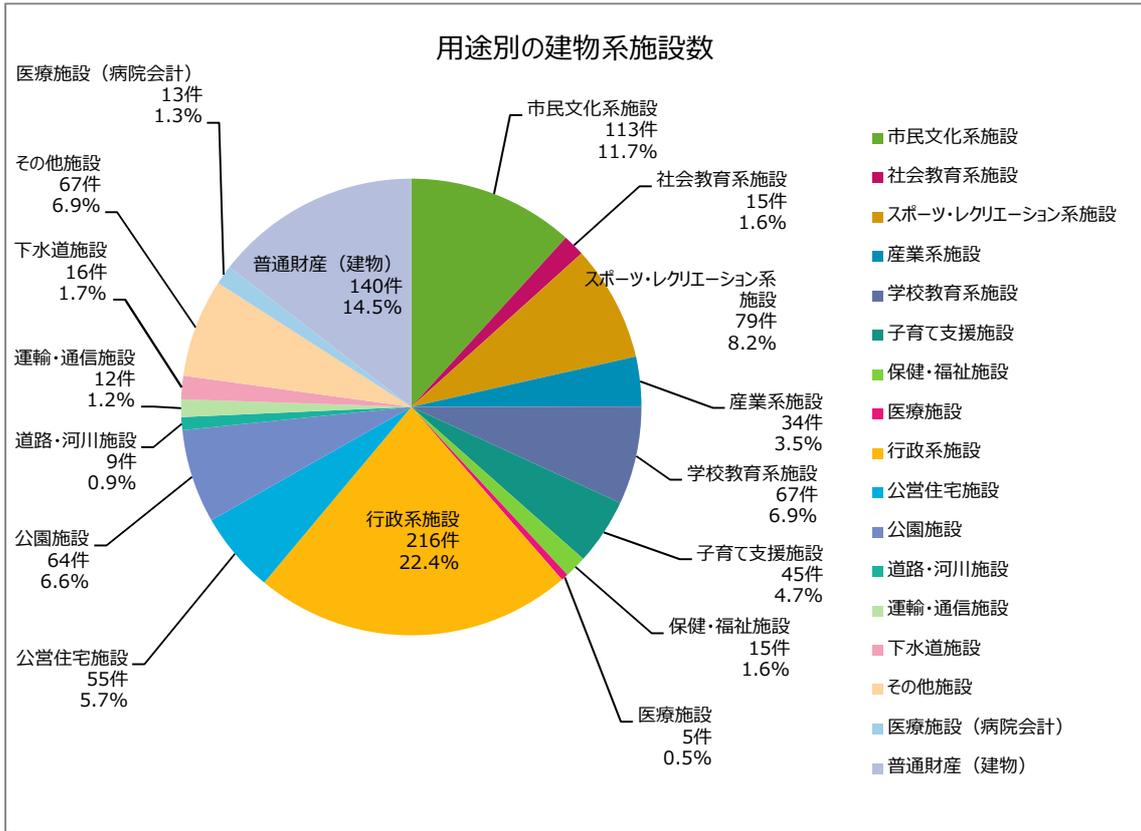


図 2.1.1 用途分類（大分類）別の建物系施設数の割合

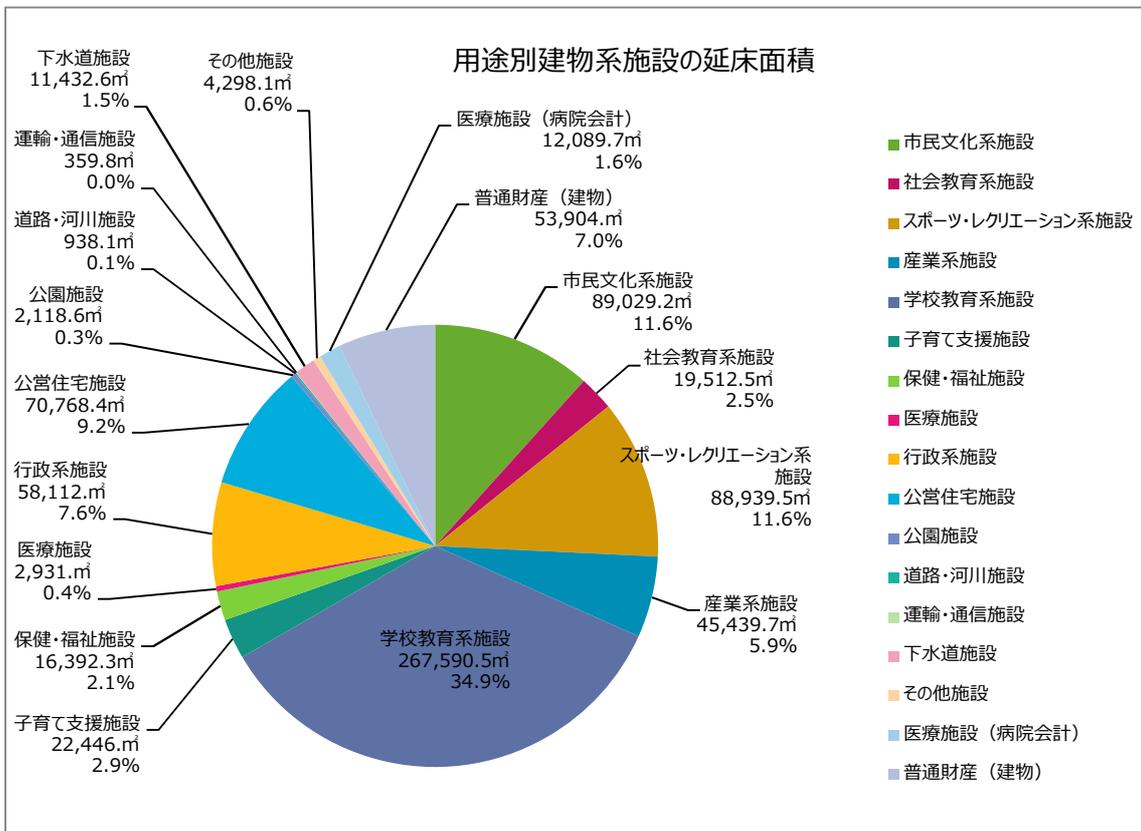


図 2.1.2 用途分類（大分類）別の建物系施設の延床面積の割合

(2) 他自治体との比較

本市の平成27年国勢調査（速報値）による人口は121,625人、平成26年度（2014年度）公共施設状況調経年比較表（総務省）による行政財産の建物延床面積は670,220㎡となっています。

人口一人当たりの延床面積は5.51㎡/人であり、これは、図2.1.3で示している盛岡市を除いた岩手県内及び宮城県北部の主要都市における平均（本市は除く）の5.60㎡/人をやや下回っています。

一方、全国平均は3.65㎡/人となっており、本市は全国平均を大きく上回っています。

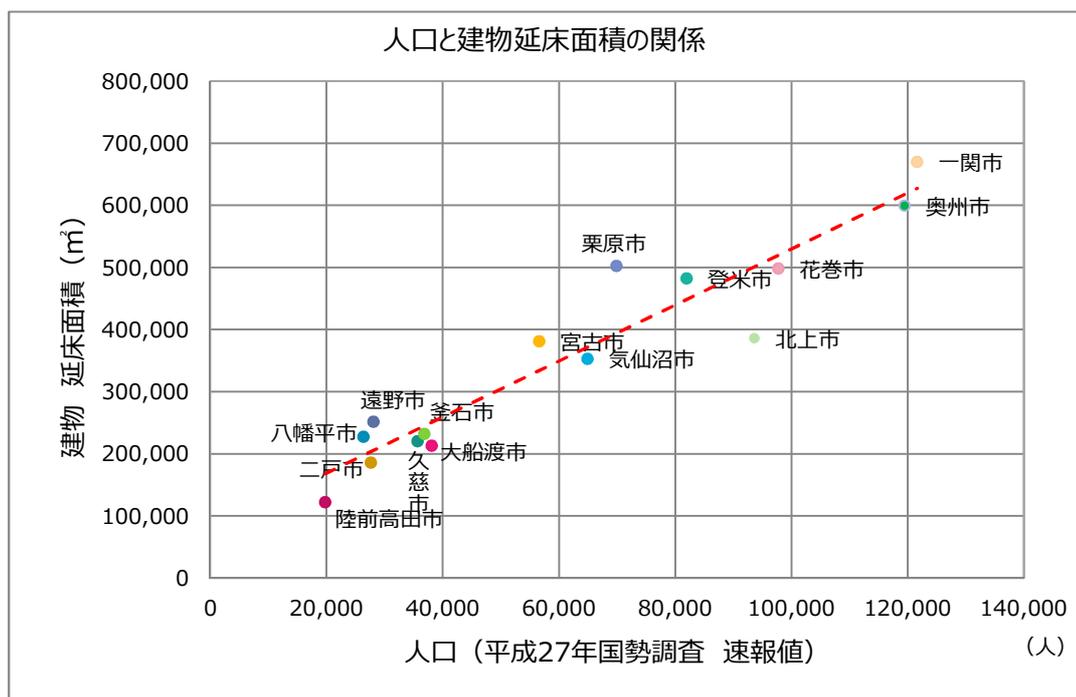


図 2.1.3 岩手県内及び宮城県北主要都市との比較

※ 本比較における数値及びグラフは、行政財産建物延床面積と人口の関係について、他自治体と比較するため、本白書における他のデータとは別の総務省による公表資料に基づく分析を行っているものです。

縦軸は、平成26年度（2014年度）公共施設状況調経年比較表（総務省）によるものです。

横軸は、平成27年国勢調査速報値（総務省）によるものです。縦軸と横軸とで年度が異なりますが、それぞれ国から公表されている最新の調査結果を利用しています。

(3) 築年別の整備状況

全国的には、昭和40年代からの高度経済成長に伴い、公共施設の整備が進められてきました。本市においても昭和40年頃から公共施設の整備が年々増加傾向となっています。

最も整備した延床面積が多い年は平成8年度で、いちのせき健康の森などが整備されています。

建物系施設の築年別の整備状況を図2.1.4に示します。

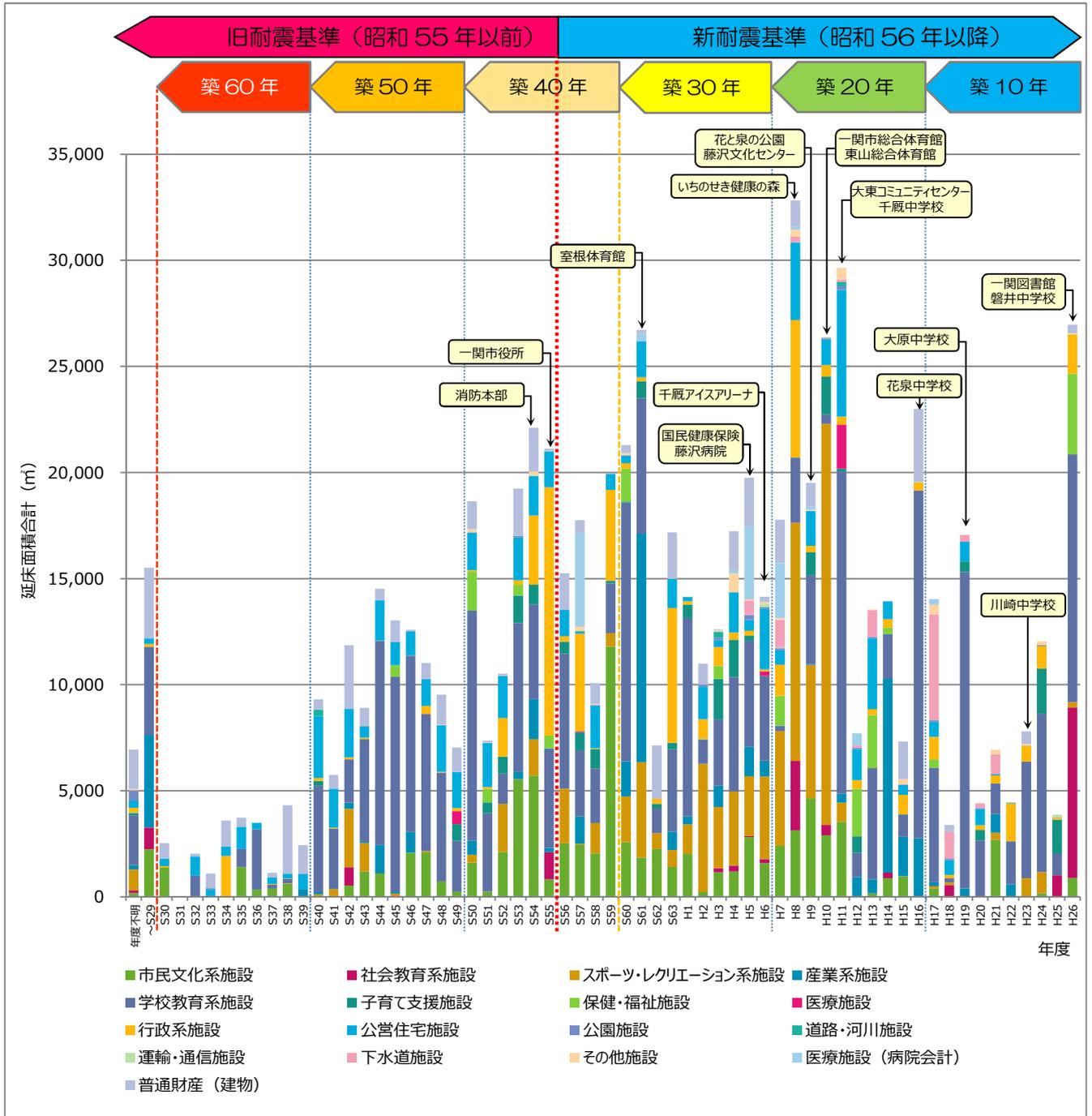


図 2.1.4 築年別の整備状況（延床面積）

(4) 経過年数の状況

建物系施設の経過年数の状況は、築31年以上の建物の割合が高いものでは、市民文化系施設が55.1%、公営住宅施設が52.6%、行政系施設が50.5%となっています。

また、築31年以上の建物の割合が低いものでは、スポーツ・レクリエーション系施設が15.6%、社会教育系施設が19.0%、産業系施設が25.5%となっています。

全体としては、築31年以上の施設の割合は39.9%となっています。

経過年数別の延床面積を表2.1.2に示します。

表 2.1.2 経過年数別の延床面積（用途分類別）

単位：㎡

用途分類 (大分類)	経過年数							築31年 以上の 施設の 割合
	30年以下	31~40年	41~50年	51~60年	61年以上	31年以上	年代不明	
市民文化系施設	39,988.0 ㎡	34,964.6 ㎡	8,007.3 ㎡	4,148.2 ㎡	2,247.0 ㎡	49,367.0 ㎡	184.5 ㎡	55.1%
社会教育系施設	14,127.7 ㎡	1,284.2 ㎡	859.0 ㎡	0 ㎡	1,210.4 ㎡	3,353.5 ㎡	126.5 ㎡	19.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	74,140.6 ㎡	9,014.9 ㎡	4,807.9 ㎡	20.5 ㎡	0 ㎡	13,843.3 ㎡	986.7 ㎡	15.6%
産業系施設	34,678.7 ㎡	4,370.8 ㎡	2,859.9 ㎡	377.0 ㎡	4,357.2 ㎡	11,964.9 ㎡	205.7 ㎡	25.5%
学校教育系施設	152,821.0 ㎡	46,473.5 ㎡	56,737.6 ㎡	5,066.4 ㎡	4,150.6 ㎡	112,428.1 ㎡	2,341.4 ㎡	42.0%
子育て支援施設	14,551.5 ㎡	6,019.6 ㎡	1,021.9 ㎡	0 ㎡	14.0 ㎡	7,055.6 ㎡	115.2 ㎡	32.5%
保健・福祉施設	12,799.8 ㎡	3,557.4 ㎡	541.5 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	4,098.9 ㎡	26.8 ㎡	24.2%
医療施設	2,277.8 ㎡	53.0 ㎡	600.2 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	653.2 ㎡	0 ㎡	22.3%
行政系施設	28,643.3 ㎡	26,327.3 ㎡	922.0 ㎡	2,060.2 ㎡	128.2 ㎡	29,437.7 ㎡	206.6 ㎡	50.5%
公営住宅施設	33,169.9 ㎡	15,393.7 ㎡	16,929.1 ㎡	4,664.8 ㎡	263.2 ㎡	37,250.7 ㎡	347.8 ㎡	52.6%
公園施設	1,304.4 ㎡	207.0 ㎡	12.5 ㎡	89.4 ㎡	0 ㎡	308.9 ㎡	474.4 ㎡	14.8%
道路・河川施設	548.1 ㎡	105.0 ㎡	285.0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	390.0 ㎡	0 ㎡	41.6%
運輸・通信施設	290.3 ㎡	59.5 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	59.5 ㎡	10.0 ㎡	16.5%
下水道施設	11,432.6 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0.0%
その他施設	3,623.6 ㎡	586.9 ㎡	27.0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	613.9 ㎡	60.6 ㎡	14.3%
医療施設(病院会計)	7,660.9 ㎡	4,428.8 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	4,428.8 ㎡	0 ㎡	36.6%
普通財産(建物)	21,608.4 ㎡	9,192.5 ㎡	9,934.9 ㎡	7,987.8 ㎡	3,324.6 ㎡	30,439.9 ㎡	1,855.7 ㎡	56.5%
合計	453,852.7 ㎡	162,038.7 ㎡	103,545.7 ㎡	24,414.3 ㎡	15,509.0 ㎡	305,507.7 ㎡	6,941.7 ㎡	39.9%

(5) 耐震化の状況

昭和53年の宮城県沖地震(M7.4)の発生を機に、建築基準法で定める設計基準が昭和56年に現行の新耐震基準に改正されました。また、平成7年の阪神淡路大震災(M7.3)の発生を機に、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行されました。

岩手県においても、平成18年1月に改正施行された耐震改修促進法の定めに基づき、「岩手県耐震改修促進計画」を平成19年1月に策定し、県内にある建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図っています。

本市では、「耐震改修促進法」及び「岩手県耐震改修促進計画」等を受けて、平成20年3月に「一関市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化を進めるに当たっては、特に倒壊による被害が大きい住宅及び震災時における防災拠点や、避難場所にもなる耐震改修促進法第6条第1項に規定する、多数の者が利用する市有建築物について現状を把握し、それに対する目標を定め、取り組みを行っているところです。

現状、約1割の建物で耐震性の確保が課題となっています。

建物系施設の耐震化の状況について、表2.1.3及び図2.1.5に示します。

表 2.1.3 耐震化実施状況

耐震化対応状況区分		棟数	延床面積 (㎡)	延床面積 割合
新耐震基準適合 (S56以降建築物)	耐震改修不要(A)	1,638	517,135.0	67.5%
	耐震改修実施済(B)	61	82,320.6	10.7%
旧耐震基準	耐震補強工事不要(C)	598	92,627.0	12.1%
	要耐震補強・未実施	5	3,680.4	0.5%
	耐震改修実施不明	502	70,539.1	9.2%
合計		2,804	766,302.1	100.0%
耐震化済(A+B+C)		2,297	692,082.6	90.3%

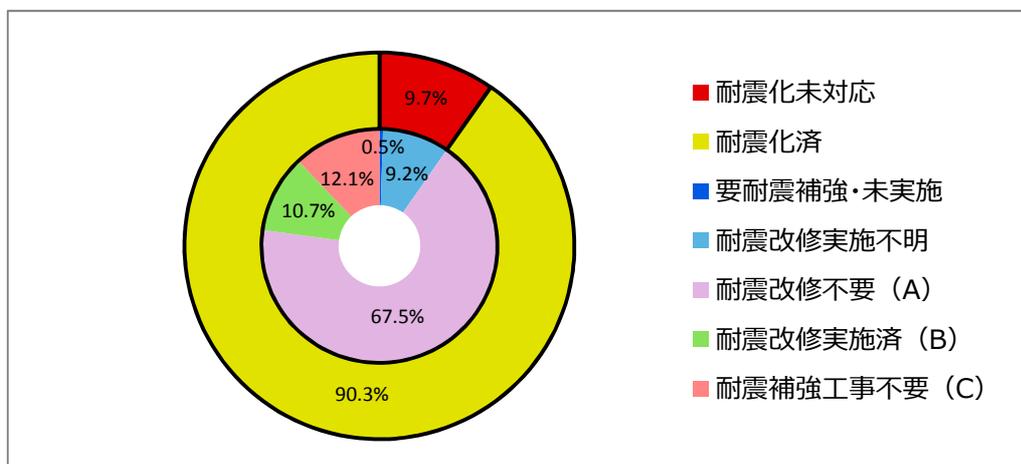


図 2.1.5 耐震化実施状況 (延床面積割合)

2. インフラ系施設の状況

本市におけるインフラ系施設（道路、橋りょう、上水道、下水道等）の状況について、表 2.2.1 に示します。

表 2.2.1 インフラ系施設の状況（平成 27 年 3 月末時点）

インフラ資産		延長・面積		単位	備考
1	道路(市道)	面積	20,695,447	m ²	
		実延長	4,357,236	m	
	道路(自転車歩行者道)	面積	10,049	m ²	
		実延長	1,503	m	
2	橋りょう (長寿命化修繕計画の対象)	面積	97,796	m ²	1,221 橋
		実延長	17,028	m	
3	上水道 (簡易水道含む)	導水管	延長	47,143	m
		送水管	延長	145,139	m
		配水管	延長	1,905,152	m
4	下水道(管渠)	延長	338,449	m	
5	農業集落排水(管渠)	延長	92,983	m	

(1) 道路の整備状況

本市の道路は、総面積は 20,695,447 m²、実延長は 4,357,236m です。また、自転車歩行者道の総面積は 10,049 m²、実延長は 1,503m 整備されています。

(2) 橋りょうの整備状況

橋りょうの整備状況を表 2.2.2 及び図 2.2.1～2.2.2 に示します。

本市が管理する全橋りょうは 1,221 橋あります。この整備面積は 97,796 m²に及びます。

このうち、整備後 30 年を超過した橋りょうは 35,973 m²（432 橋）であり、全体の約 36.8%を占めます。法定耐用年数 60 年を超過した橋りょうは、755 m²（10 橋）であり、全体の約 0.8%にすぎませんが、ここには整備年度が不明な橋りょう 11,810 m²（496 橋）を含んでいません。整備年度の不明な橋りょう全てが 60 年を経過していると考え、約 12.8%もの橋りょうが法定耐用年数を経過している可能性があることとなります。

表 2.2.2 橋りょう面積（構造別）

橋りょう構造	面積(m ²)
PC(プレストレストコンクリート)橋	52,247
RC(鉄筋コンクリート)橋	16,691
鋼橋	26,926
石橋	35
木橋・その他	1,897

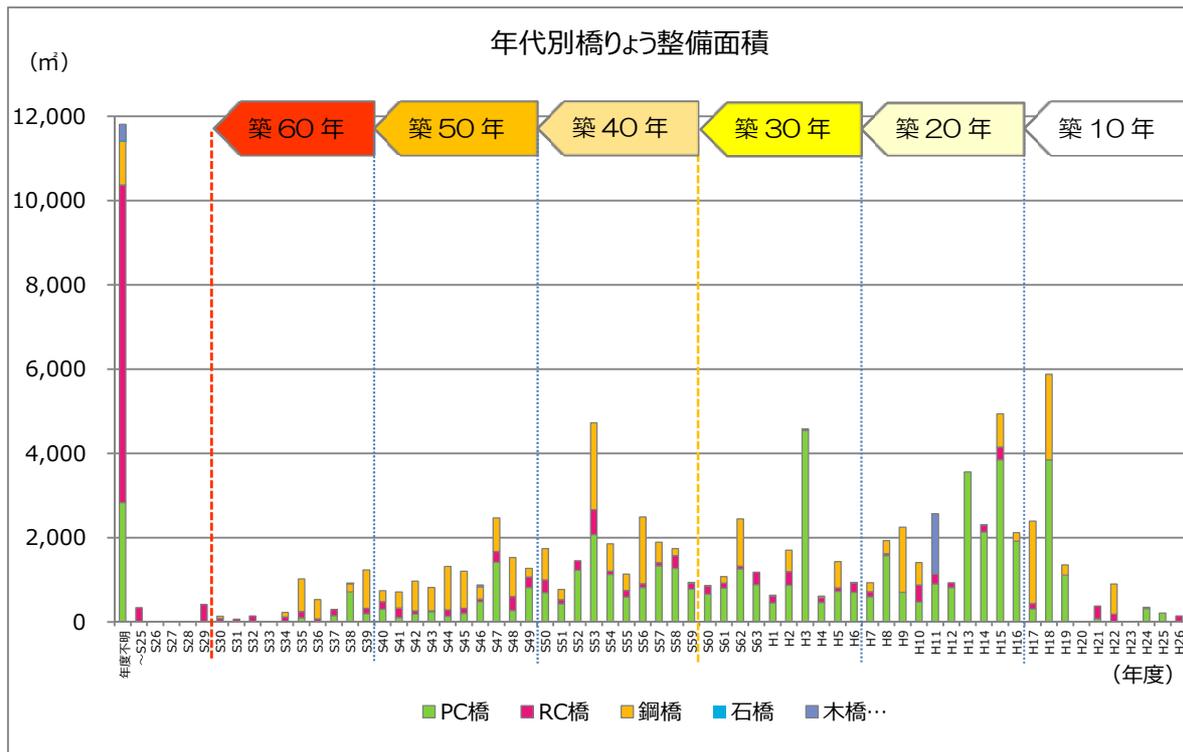


図 2.2.1 年代別の橋りょうの整備状況

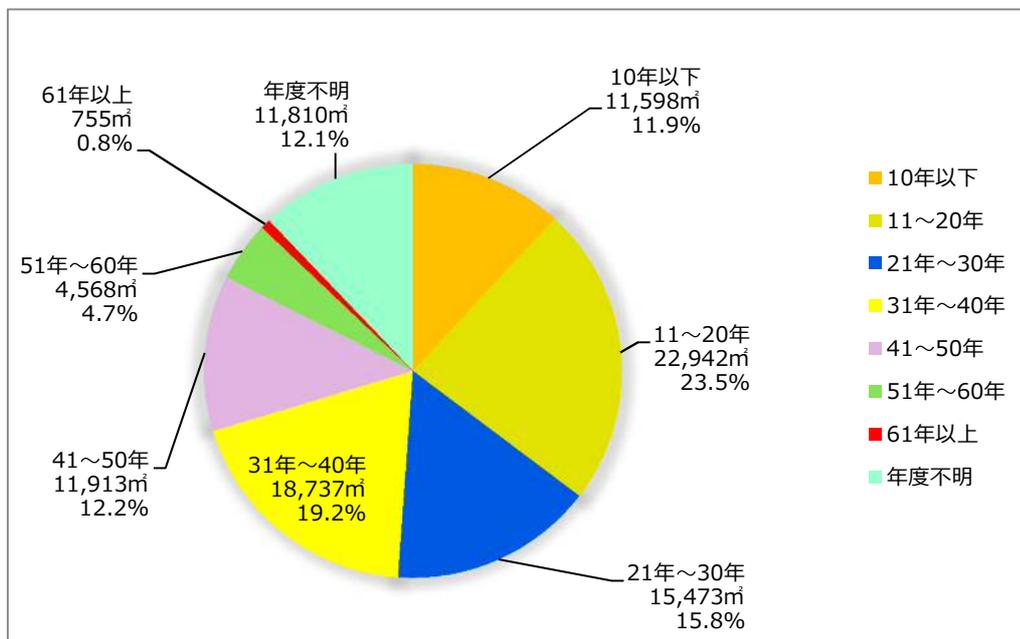


図 2.2.2 経過年別の橋りょうの整備面積 (構成比)

(3) 上水道(簡易水道を含む)の整備状況

① 水源・浄水場・配水池・ポンプ場の整備状況

一関市水道事業ビジョン(平成28年3月策定)によると、水道施設は、上水道と簡易水道を併せて283施設あります。本市は、起伏に富んだ広大な市域に給水を行っているため、給水人口の割に施設数が多くなっています。水道創設期に整備した施設は既に法定耐用年数^{※1}を経過しており、高度経済成長期に整備した土木・建築施設は、これから一斉に法定耐用年数を迎えます。

平成28年3月末時点の上水道(簡易水道含む)施設整備状況を表2.2.3に示します。

表 2.2.3 地域別上水道(簡易水道含む)施設配置状況(施設数)

施設種別/地域	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
水源 ^{※2}	10	3	10	3	5	3	2	9	45
浄水施設 ^{※3}	6	2	8	3	5	2	1	7	34
一次配水池 ^{※4}	9	2	8	4	7	2	2	8	42
二次ポンプ場 ^{※5}	13	7	10	7	5	1	12	13	68
二次配水池	12	4	2	2	4	1	4	8	37
三次ポンプ場	5	2		4		3	12	11	37
三次配水池	3			2		3	1	6	15
四次ポンプ場				2				2	4
四次配水池								1	1
合計	58	20	38	27	26	15	34	65	283

平成28年3月現在

- ※1 法定耐用年数・・・ 地方公営企業法において種類・構造または用途ごとに定める有形固定資産の耐用年数。浄水場等の土木構築物は60年とされている。実質的な耐用年数は、これより長い場合が多い。
- ※2 水源・・・ 井戸や河川から水を取水する施設。
- ※3 浄水施設・・・ 水源から送られた原水を飲用に適するように処理する施設。
- ※4 配水池・・・ 給水区域の使用量に応じて適切な配水を行うために、水を一時的に貯える施設。
- ※5 ポンプ場・・・ 水に圧力をかけて配水池などへ送水するための施設。

② 水道管の整備状況

水道管の総延長は上水道と簡易水道を合せて約2,097kmです。本市の給水区域の面積は、上水道と簡易水道合せて702.32km²となっているため、非常に長い水道管延長となっています。

高度経済成長期に布設した水道管は、既に法定耐用年数^{※1}を経過しているものがあり、老朽化を原因とする漏水事故がたびたび発生しています。

平成27年3月末時点の上水道(簡易水道含む)施設整備状況を表2.2.4に示します。

表 2.2.4 地域別上水道（簡易水道含む）管布設状況 単位：m

地域/管種	導水管※2	送水管※3	配水管※4	合計
一関	9,282	35,697	698,787	743,766
花泉	5,238	5,532	284,645	295,415
大東	9,592	14,776	207,273	231,641
千厩	9,543	20,837	212,124	242,504
東山	1,530	18,995	100,008	120,533
室根	6,469	7,613	55,230	69,312
川崎	4,884	9,410	104,081	118,375
藤沢	605	32,279	243,004	275,888
合計	47,143	145,139	1,905,152	2,097,434

平成 27 年 3 月現在

- ※1 法定耐用年数・・・地方公営企業法において種類・構造または用途ごとに定める有形固定資産の耐用年数。水道管は 40 年とされている。実質的な耐用年数は、これより長い場合が多い。
- ※2 導水管・・・取水施設から浄水施設まで水を導く管。
- ※3 送水管・・・浄水施設から配水池まで水を送る管。
- ※4 配水管・・・配水池からお客様のお宅まで水を配る管。

※上水道（簡易水道含む）の整備状況については、一関市水道事業ビジョンより抜粋してあります。詳細については、一関市水道事業ビジョンをご覧ください。

（４）下水道等の整備状況

本市の下水道等施設は、公共下水道の管渠延長が約 338.4km、農業集落排水の管渠延長が約 93.0kmであり、合計約 431.4 km の下水道管渠が布設されています。管種としては、塩ビ管が全体の 86.0%を占める整備割合となっています。

平成 27 年 3 月末時点の下水道管渠の管種別・管径別延長割合を表 2.2.5～2.2.6 に示します。

表 2.2.5 下水道等施設の延長（管種別）の割合 単位：m

管種	公共下水道	農業集落排水	小計	割合
コンクリート管	31,410	10,086	41,496	9.6%
陶管	1,513	0	1,513	0.3%
塩ビ管	289,095	81,836	370,931	86.0%
更生管	0	0	0	0.0%
その他	16,431	1,061	17,492	4.1%
合計	338,449	92,983	431,432	100.0%

平成 27 年 3 月現在

下水道管渠の管径別では、250mm以下の管径が最も多く整備され、全体の94.4%を占めています。

表 2.2.6 下水道管渠の延長（管径別）の割合 単位：m

管 径	公共下水道	農業集落排水	小計	割合
250mm 以下	314,487	92,983	407,470	94.4%
251～500mm	20,127	0	20,127	4.7%
501mm～1000mm	3,835	0	3,835	0.9%
1001mm 以上	0	0	0	0.0%
合計	338,449	92,983	431,432	100.0%

平成 27 年 3 月現在